（証券コード　5481）
平成27年６月５日

株　主　各　位

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社
代表取締役社長　武　田　安　夫

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成27年６月26日(金曜日) 午前10時

2. 場　所　姫路市飾磨区中島字一文字3007番地　当社講堂

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第103期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役16名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　役員賞与支給の件

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sanyo-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sanyo-steel.co.jp/）に掲載させていただきます。

【添　付　書　類】

事　業　報　告

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和を背景に、企業収益や雇用環境の改善がみられましたが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動影響や円安による物価上昇などにより個人消費が低迷するなど、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。一方、海外経済は、新興国の一部に弱さがみられるものの、米国を中心に緩やかな拡大を続けました。

特殊鋼業界におきましては、自動車分野向け等を中心に、需要は総じて堅調に推移いたしました。

このような中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、販売数量が前連結会計年度に比べ増加したことなどにより、前連結会計年度比99億７百万円増の1,714億95百万円となりました。経常利益は、原燃料価格の上昇はありましたものの、販売数量の増加、固定費の減少、変動費コストダウンの実施や円安による為替差益の計上などにより、前連結会計年度比29億85百万円増の97億35百万円となりました。当期純利益は、投資有価証券売却益の計上などにより、前連結会計年度比24億81百万円増の65億47百万円となりました。

この結果、当連結会計年度のＲＯＥ（自己資本利益率）は6.1％（前連結会計年度は4.1％）となりました。

セグメント別の売上高および営業損益の状況は、次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高につきましては、セグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

鋼材事業

当連結会計年度の販売数量が前連結会計年度に比べ増加したことなどにより、売上高は前連結会計年度比77億２百万円増の1,521億81百万円となりました。営業利益は、原燃料価格の上昇はありましたものの、販売数量の増加やコストダウンの実施などにより、前連結会計年度比19億９百万円増の60億55百万円となりました。

特殊材事業

当連結会計年度は金属粉末製品の販売数量が前連結会計年度に比べ増加したことなどにより、売上高は前連結会計年度比９億11百万円増

の85億45百万円、営業利益は前連結会計年度比５億４百万円増の17億58百万円となりました。

素形材事業

当連結会計年度の販売数量が前連結会計年度に比べ増加したことなどにより、売上高は前連結会計年度比16億円増の205億64百万円、営業利益は中国の素形材製造子会社の利益減などにより、前連結会計年度比２億33百万円減の17億円となりました。

その他

子会社を通じて情報処理サービス等を行っており、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比４億３百万円増の16億70百万円、営業利益は前連結会計年度比５百万円増の57百万円となりました。

セグメント	売上高	営業利益
鋼材事業	1,521億81百万円	60億55百万円
特殊材事業	85億45百万円	17億58百万円
素形材事業	205億64百万円	17億０百万円
その他	16億70百万円	57百万円
調整額	△114億66百万円	△４億１百万円
連結	1,714億95百万円	91億69百万円

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、省エネ、省力、既存設備の更新などを目的として、総額71億76百万円の投資を行いました。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、自己資金および借入金で賄いました。

⑷ 対処すべき課題

今後につきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動影響が一巡することや円安・原油安に伴うプラス効果などから景気回復が期待される一方で、電力料金の再値上げや新興国経済の成長鈍化、特殊鋼業界における国際競争の激化などもあり、当社グループをとりまく事業環境は、引き続き楽観を許さない状況で推移するとみられます。

こうした中、当社グループといたしましては、非価格競争力の強化に向けた取り組みに一層注力いたしますとともに、需要動向に即した生産の実施やコストダウンの徹底など内部努力を重ね、需要家ニーズ

に的確に対応した高品質の特殊鋼を安定供給できる事業体制の構築へ向けてグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

また、当社は、平成26～28年度を実行期間とする第９次中期経営計画を策定しております。その内容は以下のとおりであります。

① 経営基本方針

～「高信頼性鋼の山陽」のブランド力の更なる向上による企業価値の増大と成長を目指して～
◇ グローバル競争に打ち勝つための企業体質の更なる強化
◇ 技術先進性の拡大
◇ 鋼材事業の持続的成長と非鋼材事業の強化によるトータル収益力の向上

国際コスト競争力及び研究開発力・品質対応力・納期対応力・システム基盤等の非価格競争力を強化することで、グローバル競争に打ち勝てる企業体質の構築を図る。これにより、鋼材事業では、拡大が予想される特殊鋼需要を確実に捕捉し、第７次・第８次中期経営計画で整備した設備能力を活かして事業収益を増大する。また、非鋼材事業には積極的に経営資源を投入し、業容拡大することで、グループトータルの収益力強化を図る。

さらに、あらゆる経済環境下でも最善の収益を確保し得る、上下方とも弾力性のある、強靭な企業体質の構築を目指す。

② 重点施策

ア．成長戦略の推進

㈠ 鋼材事業

国内外でビジネスを展開する需要家のニーズを的確に把握し、非価格競争力のある製品を適切に供給することにより、需要家の競争力向上に貢献すると共に、当社グループの利益成長を図る。とりわけ成長著しい東アジアにおける有効かつ具体的なサプライチェーンを早期に確立する。

㈡ 非鋼材事業

積極的に経営資源を投入し、売上規模を平成25年度比約1.6倍に拡大する。

イ．グローバル競争力の強化

㈠ 非価格競争力の強化

高機能な差別化商品や製造技術の開発及び顧客潜在ニーズを先取りした的確・タイムリーな商品群の整備など、先の先を見据えた技術先進性の拡大を推進し、研究開発力・品質対応力・納期対応力・対ユーザー提案力を維持・拡大することで、需要家のニーズに応える。

また、最新の情報とＩＴ技術を取り入れ、基盤業務システムの刷新を行う。

㈠ 国際コスト競争力の強化

第８次中期経営計画に引き続き、コスト削減を粘り強く進める。また、省力化投資、コスト削減投資等により、下方弾力性を向上させる。

㈡ 適正なマージンの確保

従来の鉄スクラップサーチャージ制度に加え、電力・ＬＮＧ価格上昇分の販売価格への反映を図る。

ウ．持続的成長を実現するための人材育成

事業環境のグローバル化とそれに伴う国際競争の激化に対応しうる人材を計画的に育成する。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進と女性社員が活躍できる環境づくり等の施策は引き続き実施する。

エ．投資

戦略投資枠（主として研究開発、非鋼材セグメントの強化、東アジア等の海外投資 他）、基盤投資枠（主として品質対応、省力化投資、省エネ等コスト削減投資、システム基盤投資 他）、必須投資枠（主として老朽更新、安全環境対応、法規制対応他）の３つの枠を設定し、各々100億円／３年を目処として実行する。

株主の皆様におかれましては、以上の事情をよろしくご賢察のうえ、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成23年度 第100期	平成24年度 第101期	平成25年度 第102期	平成26年度 第103期(当連結会計年度)
売上高（百万円）	171,800	138,306	161,587	171,495
経常利益（百万円）	10,995	1,670	6,749	9,735
当期純利益（百万円）	6,407	509	4,066	6,547
1株当たり当期純利益（円）	39.71	3.16	25.21	40.60
総資産（百万円）	212,364	198,771	203,522	202,243
純資産（百万円）	96,993	97,151	102,905	113,644

（注）1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
陽鋼物産株式会社	百万円 80	% 100.00	特殊鋼製品、製鋼原料、諸資材などの売買
サントク精研株式会社	50	55.00	特殊鋼製品の加工・販売
山特工業株式会社	80	100.00	特殊鋼の加工、機械設備のメンテナンス
山特テクノス株式会社	20	100.00	特殊鋼の加工
サントクテック株式会社	80	100.00	特殊鋼製品の加工(素形材関係)
サントクコンピュータサービス株式会社	20	100.00	情報システム構築・運用・コンサルティング
サントク保障サービス株式会社	10	100.00	警備業、施設管理等のサービス業務
SKJ Metal Industries Co., Ltd.	千タイバーツ 145,001	83.07	特殊鋼製品の加工・販売
P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA	千インドネシアルピア 16,890,000	99.73	特殊鋼製品の加工・販売
SANYO SPECIAL STEEL U. S. A., INC.	千米ドル 6,800	100.00	特殊鋼製品などの輸入・販売
寧波山陽特殊鋼製品有限公司	千中国元 321,510	88.96	特殊鋼製品の加工・販売(素形材関係)
山陽特殊鋼貿易(上海)有限公司	千中国元 1,586	100.00	中国における特殊鋼製品の販売等に関わる業務
Sanyo Special Steel India Pvt. Ltd.	千インドルピー 20,000	99.00	インドにおける特殊鋼製品の販売等に関わる業務
Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.	千タイバーツ 104,500	100.00	特殊鋼製品の加工・販売(素形材関係)

(注) 1. P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIAの資本金は、平成26年6月に増資を行ったことにより、前連結会計年度末の9,008,000千インドネシアルピアから、16,890,000千インドネシアルピアになりました。
2. Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.は、平成26年9月に設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主要製品または役務
鋼材事業	軸受鋼、機械構造用鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、工具鋼などの各種特殊鋼製品
特殊材事業	耐熱・耐食合金、金属粉末製品
素形材事業	特殊鋼棒鋼・鋼管を素材とする素形材製品
その他	情報処理サービス等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名称	所在地
本社・本社工場	兵庫県姫路市
東京支社	東京都江東区
大阪支店	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市

② 子会社

区分	会社名	所在地
国内	陽鋼物産株式会社	大阪府大阪市
	サントク精研株式会社	千葉県市原市
	山特工業株式会社	兵庫県姫路市
	山特テクノス株式会社	兵庫県姫路市
	サントクテック株式会社	兵庫県姫路市
	サントクコンピュータサービス株式会社	兵庫県姫路市
	サントク保障サービス株式会社	兵庫県姫路市
海外	SKJ Metal Industries Co., Ltd.	タイ サムットプラカーン県
	P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州
	SANYO SPECIAL STEEL U. S. A., INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
	寧波山陽特殊鋼製品有限公司	中華人民共和国 浙江省
	山陽特殊鋼貿易(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市
	Sanyo Special Steel India Pvt. Ltd.	インド ハリヤナ州
	Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.	タイ サムットプラカーン県

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋼材事業	1,721名	△ 57名
特殊材事業	60	—
素形材事業	730	△ 18
その他	118	5
全社(共通)	77	1
計	2,706	△ 69

(注) 従業員数は、就業人員であります。

⑽ 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	13,666百万円
株式会社みずほ銀行	13,206
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	7,300
三井住友信託銀行株式会社	4,650
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	4,000

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．会社の株式に関する事項

⑴ 発行済株式の総数

167,124,036株（自己株式5,871,797株を含む）

⑵ 株主数

14,338名

⑶ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	24,256千株	15.04%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE 15PCT TREATY ACCOUNT	10,510	6.52
山陽特殊製鋼共栄会	10,153	6.30
日本精工株式会社	7,470	4.63
株式会社三井住友銀行	5,696	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,503	3.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	3,764	2.33
株式会社みずほ銀行	3,642	2.26
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,108	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,871	1.78

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式5,871千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（5,871,797株）を控除して計算しております。

⑷ その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月末時点）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武田安夫		
取締役副社長	田中延幸	経営全般につき社長を補佐。インド合弁事業の生産および技術に関する事項を担当	
常務取締役	冨永真市	営業企画管理部、軸受営業部、自動車・産機営業部、特殊材料事業部、海外営業部、特殊材料事業部、名古屋支店および素形材事業部を担当。東京支社長および素形材事業部長を委嘱。粉末事業部の業務につき担当役員を補佐	
常務取締役	柳谷彰彦	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を総括。粉末事業部および製鋼部を担当。インド合弁事業管理室長、総括安全衛生管理者および防災管理者を委嘱	
常務取締役	西濱渉	研究・開発センター、技術企画管理部および品質保証部を担当。素形材事業部および粉末事業部の各業務につき担当役員を補佐	寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長
常務取締役	榮山博之	広島支店および九州営業所を担当。大阪支店長を委嘱	
取締役	小林正治	Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.代表取締役および寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事	Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.代表取締役
取締役	大井茂博	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。製鋼部長、製鋼部製鋼技術グループ長事務取扱、副総括安全衛生管理者および防災管理者補佐を委嘱	
取締役	柳本勝	技術企画管理部長、技術企画管理部技術企画グループ長事務取扱およびインド合弁事業管理室メンバーを委嘱	
取締役	新野員也	社長付	
取締役	永野和彦	人事・労政部、総務部および監査部を担当。総務部長を委嘱	
取締役	千葉貴世	品質保証部長を委嘱	
取締役	髙橋幸三	経営企画部、システム企画室、調達部およびインド合弁事業の経営・人事その他に関する事項を担当。インド合弁事業管理室メンバーを委嘱	サントクコンピュータサービス株式会社代表取締役社長
取締役	桑名隆	生産企画管理部長を委嘱	

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常任監査役(常勤)	木　村　弘　明		
監 査 役(常勤)	吉　田　敏　彦		
監 査 役(常勤)	佐々木　英　之		
監　　査　　役	加　納　駿　亮		加納駿亮法律事務所弁護士
監　　査　　役	岩　﨑　正　樹		新日鐵住金株式会社執行役員広畑製鐵所長

(注) 1. 監査役佐々木英之氏、加納駿亮氏および岩﨑正樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、監査役加納駿亮氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 監査役加納駿亮氏と当社との間に取引関係はありません。
4. 監査役岩﨑正樹氏の兼職先である新日鐵住金株式会社は当社のその他の関係会社であります。また、当社と新日鐵住金株式会社との間には鋼材の取引関係があります。
5. 平成27年４月１日付で以下の取締役の担当および重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	新	旧
冨　永　真　市	営業企画管理部を総括。軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、海外営業部、特殊材料事業部、名古屋支店および素形材事業部を担当。東京支社長を委嘱。粉末事業部の業務につき担当役員を補佐	営業企画管理部、軸受営業部、自動車・産機営業部、特品営業部、海外営業部、特殊材料事業部、名古屋支店および素形材事業部を担当。東京支社長および素形材事業部長を委嘱。粉末事業部の業務につき担当役員を補佐
柳　谷　彰　彦	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、生産能率室、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を総括。粉末事業部および製鋼部を担当。インド合弁事業管理室長、総括安全衛生管理者および防災管理者を委嘱	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を総括。粉末事業部および製鋼部を担当。インド合弁事業管理室長、総括安全衛生管理者および防災管理者を委嘱
小　林　正　治	社長付	Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.代表取締役および寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事
大　井　茂　博	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。製鋼部長、副総括安全衛生管理者および防災管理者補佐を委嘱	安全防災室、環境管理部、スラグ製品事業室、生産企画管理部、設備部、条鋼製造部および鋼管製造部を担当。製鋼部長、製鋼部製鋼技術グループ長事務取扱、副総括安全衛生管理者および防災管理者補佐を委嘱
柳　本　　勝	技術企画管理部長およびインド合弁事業管理室メンバーを委嘱	技術企画管理部長、技術企画管理部技術企画グループ長事務取扱およびインド合弁事業管理室メンバーを委嘱

氏名	新	旧
新野員也	Mahindra Sanyo Special Steel Pvt. Ltd.の最高技術責任者（CTO）を委嘱	社長付
永野和彦	秘書室、人事・労政部、総務部および監査部を担当。人事・労政部長を委嘱	人事・労政部、総務部および監査部を担当。総務部長を委嘱
髙橋幸三	経営企画部、財務部、システム企画室、調達部およびインド合弁事業の経営・人事その他に関する事項を担当。経営企画部長およびインド合弁事業管理室メンバーを委嘱	経営企画部、システム企画室、調達部およびインド合弁事業の経営・人事その他に関する事項を担当。インド合弁事業管理室メンバーを委嘱
桑名隆	生産能率室を担当。生産企画管理部長を委嘱	生産企画管理部長を委嘱

⑵ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

（単位：百万円）

区分		人数	報酬等
取締役	社内	16名	426
	社外	—	—
	計	16名	426
監査役	社内	2名	63
	社外	4名	40
	計	6名	103
合計		22名	529

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は14名、監査役は５名（うち社外監査役３名）であります。上記人数と相違しておりますのは、平成26年６月27日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名、同日付で任期満了により退任した社外監査役１名が含まれているためであります。
3. 取締役報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額81百万円（うち賞与28百万円）は含まれておりません。
4. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額80百万円を含めております。

⑶ 社外役員等に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社はこれまで、社外監査役３名を含む５名の監査役により、取締役の職務執行のみならず内部統制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどの幅広い視点から監査が行われることで、経営監視機能の客観性および中立性は確保されていると考えていたことから、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんでした。

しかしながら、経営を取り巻く環境の変化等を踏まえ、取締役会における多様な視点からの意思決定と、経営監督機能の充実を図ることを目的として、平成27年６月26日の第103回定時株主総会において１名の社外取締役を含む取締役選任の議案を提出する予定であります。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
12頁に記載のとおりであります。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会および監査役会における出席・発言状況
監査役	佐々木　英　之	当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回の取締役会、ならびに当事業年度に開催された12回の監査役会のうち11回の監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監査役	加　納　駿　亮	平成26年６月27日の就任日以降に開催された12回の取締役会ならびに９回の監査役会の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩　﨑　正　樹	当事業年度に開催された15回の取締役会のうち12回の取締役会、ならびに当事業年度に開催された12回の監査役会のうち９回の監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第37条第２項において、社外監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外監査役は当社と当該責任限定契約を締結し、各氏が社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、各氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されることとしております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（注）当社の重要な子会社のうち、在外子会社６社（SKJ Metal Industries Co., Ltd.、P.T. SANYO SPECIAL STEEL INDONESIA、寧波山陽特殊鋼製品有限公司、山陽特殊鋼貿易（上海）有限公司、Sanyo Special Steel India Pvt. Ltd.およびSiam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名称	報酬等の種類	報酬等の額
有限責任 あずさ監査法人	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金額に消費税等は含まれておりません。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法上の監査業務に係る報酬と金融商品取引法上の監査業務に係る報酬とを明確に区分しておりません。

⑷ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（経済産業省令第四十六号）第21条第２項第３号に規定される書類の作成に係る業務および生産性向上設備投資促進税制の認定申請に係る業務を委託し、対価を支払っております。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

平成27年４月30日開催の監査役会において以下のとおり決議しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定することとしております。

また、会計監査人が監査を継続することに支障が生じた場合等において、監査役会は、必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

6．会社の体制および方針

⑴ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

平成27年４月30日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

「内部統制システムの基本方針」

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念「信頼の経営」に基づくコンプライアンスを前提とした誠実、公正、透明な企業経営の実現のため、「企業行動指針」に則り法令・定款および規程の順守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。これに必要となる適正な業務遂行のための管理体制として、自律的な活動を全社的に展開することを原則とした内部統制システムを構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

また、コンプライアンス教育の推進や内部通報制度の設置・運用、内部監査等を通じて法令順守体制の強化・充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に基づいて文書または電磁的媒体に記録し、適正に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険を回避し、または顕在化した損失の危険に迅速かつ的確に対応をするため、リスクをその特性、および必要な管理・統制の水準に応じて分類し、自律的内部統制の運用を通じたリスクマネジメント活動を推進する。

また、リスクマネジメント活動のための社内規程およびマニュアルなどについて、その整備状況および管理・推進体制を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が効率的に職務を執行できるよう取締役会において各取締役が指揮すべき担当部門を予め設定するとともに、取締役会規則およびその他の社内規程を必要の都度および定期的に確認することにより、決裁基準および部署ごとの分掌業務が常に明確な状態を維持する。

また、経営の重要な意思決定を効率的に行うため、経営会議をはじめ、意思決定に至るまでの審議を行う各種会議体を設置する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対して、重要な業務執行に係る報告、ならびに各社の事業特性・規模・重要性等を踏まえた業務の適正を確保するために必要な体制（コンプライアンス・リスクマネジメント・業務執行に係る効率性確保等）の整備とその運用ならびに継続的改善を求め、そのために必要な支援を行うことにより、当社および子会社から成る企業集団における内部統制システムの継続的改善に努める。

⑥ 監査役監査に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置するなど組織面および人事面から、監査役の職務を補助する体制を整備するとともに、その維持・管理に努め、監査役の職務を補助する使用人は、業務執行取締役およびその指揮命令系統から独立し、監査役または監査役会の指示に従ってその職務を行う。

また、当該使用人の人事異動は、監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の人事評価については、監査役会からの求めに応じて、評価理由などを開示する。

取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはそれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、監査役から報告を求められた事項およびその他監査役の監査に関係のある重要事項を監査役に報告する。なお、当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを行わない。

当社は、監査役の職務執行に係る費用について、当該費用が職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

また、監査役の監査の実効性をより高めていくため、代表取締役と監査役との定期的会合を行うなど適正かつ円滑な情報交換の機会の確保に努める。

⑵ 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「社会からの信頼」、「お客様からの信頼」、「人と人との信頼」の３つを柱とする「信頼の経営」を経営理念に掲げ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上に取り組んでおります。高品質の特殊鋼づくりを通じて、豊かで文化的な社会の実現に貢献するとともに、社会を構成する一員としての責任を果たすこと、お客様のニーズを迅速・的確にとらえ、高品質の特殊鋼製品を適切に提供すること、あらゆるステークホルダーの皆様とのコミュニケーションに努め、社会規範に則り自律的に行動することは、企業としての社会的責任であると同時に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上につながるものであるとの認識であります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の考え方を十分に理解し、将来にわたって当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上を指向する者でなければならないと考えております。

従って、当社は、第三者による当社株式の大量買付け行為等により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれることを防ぐため、当該第三者が順守すべき大量買付け行為等に係る適正なルールを事前に定めておく必要があると考えます。すなわち、当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案（買収提案）がなされた場合には、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様に委ねられるべきと考えており、株主の皆様が買収提案について必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

② 取組みの具体的な内容の概要

ア．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため、3ヶ年毎に中期連結経営計画を策定し、その達成に向けて、グループ一体となって諸施策に取り組んでおります。

また、当社は、社会から常に必要とされる企業であり続けるため、中期連結経営計画に基づく施策の実行に際しては、企業市民の一人としての社会的責任を自覚し、着実にそれを果たしていくことにより、企業としての経済性と社会性を両立させてまいりたいと考えております。

イ．基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成19年4月27日開催の取締役会の決議により、当社の買収を試みる者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「適正ルール」といいます）を導入しております。また、適正ルールの更新条項に基づき、平成25年3月28日開催の取締役会において、適正ルールを平成25年4月27日付で更新することを決議いたしました。

適正ルールは、当社取締役会が代替案を含め、買収提案の妥当性を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案の内容とこれに対する当社取締役会による代替案等との比較を行い、それぞれにより実現される当社の企業価値および株主共同の利益を十分に理解したうえで適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することを目的としたものであります。

具体的には、当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）がいる場合に、買収提案が適正ルールに定める要件（必要情報および検討期間）を満たすときは、その時点における株主の皆様が、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否に関し直接判断を下す仕組みとなっております。新株予約権の無償割当ては、①買収提案者が適正ルールに定める手続きを無視した場合、②買収提案者が裁判例上悪質と特定された4類型のいずれかに該当し、その買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものと判断される（国際的評価を得ている法律事務所および投資銀行の助言等に基づく）場合、③株主の皆様が新株予約権の無償割当てに賛同した場合に限られます。

適正ルールは、当社ホームページ(http://www.sanyo-steel.co.jp/)に掲載しております。

③ 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②アの取組みは、当社グループ全体の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、上記②イの適正ルールは、買収提案がなされた場合に、対抗措置（新株予約権の無償割当て）を発動するか否かについて、必要な情報と相当な検討期間に基づいて株主の皆様に判断していただくためのルー

ルおよび手続きを定めたものであります。この適正ルールは、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を株主の皆様に委ねることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上を図るものです。

以上のことから、当社取締役会は、上記②の取組みが上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

平成27年４月30日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

当社は、経営基盤の強化に努めるとともに配当可能利益を拡大することにより、株主の皆様への利益還元を行うことを基本方針としております。配当につきましては、期間業績に応じた利益配分を基本としつつ、配当性向および「企業価値向上」のための投資等への所要資金などを勘案して、株主の皆様のご期待に応えたいと考えております。連結業績に応じた利益配分の指標としては連結配当性向20～30％程度を基準とし、第２四半期末および期末の剰余金の配当を実施することといたします。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**121,286**	**流動負債**	**66,274**
現金及び預金	20,009	支払手形及び買掛金	15,533
受取手形及び売掛金	49,195	短期借入金	34,437
電子記録債権	3,127	未払法人税等	3,062
商品及び製品	9,810	未払金	4,158
仕掛品	23,347	未払費用	5,159
原材料及び貯蔵品	13,546	賞与引当金	2,028
繰延税金資産	1,640	役員賞与引当金	97
その他	615	その他	1,798
貸倒引当金	△ 6	**固定負債**	**22,324**
固定資産	**80,956**	長期借入金	18,785
有形固定資産	60,286	繰延税金負債	2,683
建物及び構築物	12,517	役員退職慰労引当金	87
機械装置及び運搬具	38,116	退職給付に係る負債	552
土地	7,738	その他	216
建設仮勘定	739		
その他	1,174	**負債合計**	**88,598**
無形固定資産	956	（純資産の部）	
投資その他の資産	19,713	**株主資本**	**105,137**
投資有価証券	12,766	資本金	20,182
長期貸付金	1,209	資本剰余金	22,596
繰延税金資産	159	利益剰余金	64,171
退職給付に係る資産	4,960	自己株式	△ 1,812
その他	776	**その他の包括利益累計額**	**7,659**
貸倒引当金	△ 160	その他有価証券評価差額金	4,294
		為替換算調整勘定	1,808
		退職給付に係る調整累計額	1,556
		少数株主持分	**846**
		純資産合計	**113,644**
資産合計	**202,243**	**負債純資産合計**	**202,243**

連結損益計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		171,495
売上原価		148,951
売上総利益		22,543
販売費及び一般管理費		13,373
営業利益		9,169
営業外収益		1,565
受取利息及び配当金	213	
その他	1,351	
営業外費用		1,000
支払利息	506	
その他	494	
経常利益		9,735
特別利益		907
投資有価証券売却益	633	
土地売却益	273	
特別損失		394
固定資産除売却損	394	
税金等調整前当期純利益		10,247
法人税、住民税及び事業税		3,787
法人税等調整額		△ 162
少数株主損益調整前当期純利益		6,622
少数株主利益		74
当期純利益		6,547

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,182	22,596	58,056	△ 1,781	99,053
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	373	—	373
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,182	22,596	58,429	△ 1,781	99,426
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 806	—	△ 806
当期純利益	—	—	6,547	—	6,547
自己株式の取得	—	—	—	△ 32	△ 32
自己株式の処分	—	0	—	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	0	5,741	△ 30	5,710
当期末残高	20,182	22,596	64,171	△ 1,812	105,137

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,823	865	△ 553	3,135	715	102,905
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	373
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,823	865	△ 553	3,135	715	103,278
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 806
当期純利益	—	—	—	—	—	6,547
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 32
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,470	942	2,110	4,523	131	4,654
当期変動額合計	1,470	942	2,110	4,523	131	10,365
当期末残高	4,294	1,808	1,556	7,659	846	113,644

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**112,341**	**流動負債**	**69,108**
現金及び預金	16,562	支払手形	3
受取手形	3,547	買掛金	15,314
電子記録債権	232	短期借入金	27,500
売掛金	48,033	１年内返済予定の長期借入金	6,278
製品	6,639	未払金	4,405
仕掛品	22,631	未払費用	5,032
原材料及び貯蔵品	10,768	未払法人税等	2,812
前払費用	7	未払消費税等	1,301
繰延税金資産	1,210	前受金	8
短期貸付金	1,378	預り金	4,599
未収入金	1,322	設備関係支払手形	0
その他	7	賞与引当金	1,670
固定資産	**77,951**	役員賞与引当金	80
有形固定資産	55,937	その他	100
建物	9,538	**固定負債**	**20,620**
構築物	2,043	長期借入金	18,785
機械及び装置	35,168	長期未払金	94
車両運搬具	174	繰延税金負債	1,640
工具、器具及び備品	1,039	その他	100
土地	7,316	**負債合計**	**89,728**
建設仮勘定	656	（純資産の部）	
無形固定資産	678	**株主資本**	**96,289**
ソフトウエア	463	資本金	20,182
その他	214	資本剰余金	22,596
投資その他の資産	21,335	資本準備金	(17,593)
投資有価証券	8,350	その他資本剰余金	(5,003)
関係会社株式	6,141	利益剰余金	55,322
関係会社出資金	1,492	利益準備金	(2,698)
長期貸付金	1,962	その他利益剰余金	(52,624)
長期前払費用	228	特別償却準備金	737
前払年金費用	2,664	固定資産圧縮積立金	2,140
その他	653	別途積立金	24,600
貸倒引当金	△ 157	繰越利益剰余金	25,146
		自己株式	△ 1,812
		評価・換算差額等	**4,274**
		その他有価証券評価差額金	4,274
		純資産合計	**100,563**
資産合計	**190,292**	**負債純資産合計**	**190,292**

損　益　計　算　書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		159,863
売　　上　　原　　価		141,059
売　上　総　利　益		18,803
販売費及び一般管理費		11,436
営　　業　　利　　益		7,367
営　業　外　収　益		1,709
受取利息及び配当金	316	
そ　　の　　他	1,392	
営　業　外　費　用		660
支　　払　　利　　息	506	
そ　　の　　他	153	
経　　常　　利　　益		8,416
特　　別　　利　　益		907
投資有価証券売却益	633	
土　地　売　却　益	273	
特　　別　　損　　失		390
固定資産除売却損	390	
税引前当期純利益		8,932
法人税、住民税及び事業税		3,199
法　人　税　等　調　整　額		△ 173
当　　期　　純　　利　　益		5,906

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
						その他利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	20,182	17,593	5,002	22,596	2,698	942	1,970	24,600	19,636	49,848
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	—	373	373
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,182	17,593	5,002	22,596	2,698	942	1,970	24,600	20,010	50,222
当期変動額										
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	49	—	—	△49	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△254	—	—	254	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—	234	—	△234	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△65	—	65	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△806	△806
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	5,906	5,906
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△204	169	—	5,136	5,100
当期末残高	20,182	17,593	5,003	22,596	2,698	737	2,140	24,600	25,146	55,322

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,781	90,845	2,817	2,817	93,663
会計方針の変更による累積的影響額	—	373	—	—	373
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,781	91,219	2,817	2,817	94,036
当期変動額					
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△806	—	—	△806
当期純利益	—	5,906	—	—	5,906
自己株式の取得	△32	△32	—	—	△32
自己株式の処分	1	1	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	1,457	1,457	1,457
当期変動額合計	△30	5,069	1,457	1,457	6,527
当期末残高	△1,812	96,289	4,274	4,274	100,563

独立監査人の監査報告書

平成 27年 5月 8日

山陽特殊製鋼株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池田芳則 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野豊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山陽特殊製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 27年 5月 8日

山陽特殊製鋼株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池田芳則 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅野豊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、山陽特殊製鋼株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について取締役会および個別の会合等を通じて報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告６(2)に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

山陽特殊製鋼株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	木　村　弘　明	㊞
監　査　役（常勤）	吉　田　敏　彦	㊞
監　査　役（常勤・社外監査役）	佐々木　英　之	㊞
監　査　役（社外監査役）	加　納　駿　亮	㊞
監　査　役（社外監査役）	岩　﨑　正　樹	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、定款第29条第２項を新設し、第37条第２項について所要の変更を行うものであります。

なお、定款第29条第２項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（現行定款と対比させて記載いたしております。）

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　〈現行どおり〉
〈新　　設〉	2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第37条　〈現行どおり〉 2.　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役16名選任の件

現在の取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化ならびに経営の監督機能の充実を図るため社外取締役１名を含む２名を増員し、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	武田安夫（たけだやすお） （昭和24年２月３日）	平成15年４月　新日本製鐵株式会社参与広畑製鐵所長 平成15年６月　同社取締役広畑製鐵所長 平成17年４月　同社取締役棒線事業部室蘭製鐵所長 平成18年６月　同社執行役員棒線事業部室蘭製鐵所長 平成19年４月　同社常務執行役員技術開発本部鉄鋼研究所長 平成21年４月　同社副社長執行役員技術開発本部長 平成21年６月　同社代表取締役副社長技術開発本部長 平成22年６月　同社副社長執行役員 平成22年10月　同社副社長執行役員ウジミナスプロジェクト班副班長 平成24年４月　同社執行役員 当社顧問 平成24年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	65,000株
2	田中延幸（たなかのぶゆき） （昭和23年10月８日）	昭和47年４月　当社入社 平成９年６月　当社条鋼製造部長 平成14年１月　山特精鍛株式会社代表取締役社長 平成16年６月　当社参与素形材事業部長 平成17年１月　当社参与 平成17年６月　当社取締役 平成20年６月　当社常務取締役 平成20年７月　当社常務取締役生産管理部長 平成21年４月　当社常務取締役 平成22年４月　当社常務取締役60T連続鋳造設備建設本部本部長 平成22年６月　当社専務取締役60T連続鋳造設備建設本部本部長 平成24年４月　当社専務取締役60T連続鋳造設備建設本部本部長、インド合弁事業準備室リーダー 平成24年６月　当社取締役副社長、インド合弁事業準備室リーダー 平成24年11月　当社取締役副社長 現在に至る	113,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	冨永 真市（とみなが しんいち） （昭和30年３月12日）	平成15年４月　新日本製鐵株式会社棒線事業部棒線営業部長 平成20年10月　当社参与 平成21年３月　当社参与東京支社副支社長 平成21年６月　当社取締役東京支社副支社長 平成23年６月　当社常務取締役東京支社副支社長 平成24年６月　当社常務取締役東京支社長 平成27年１月　当社常務取締役東京支社長、素形材事業部長 平成27年４月　当社常務取締役東京支社長 現在に至る	94,000株
4	柳谷 彰彦（やなぎたに あきひこ） （昭和30年６月22日）	昭和56年４月　当社入社 平成18年６月　当社粉末事業部開発営業部長 平成21年４月　当社粉末事業部長 平成21年６月　当社取締役粉末事業部長 平成23年６月　当社常務取締役粉末事業部長 平成24年４月　当社常務取締役 平成24年11月　当社常務取締役インド合弁事業管理室長 現在に至る	88,000株
5	西濱 渉（にしはま わたる） （昭和30年10月４日）	昭和55年４月　当社入社 平成16年６月　当社鋼管製造部長 平成21年４月　当社生産管理部長 平成21年６月　当社取締役生産管理部長 平成22年４月　当社取締役スラグ製品事業室長 平成23年10月　当社取締役 平成24年６月　当社常務取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 寧波山陽特殊鋼製品有限公司董事長	56,000株
6	榮山 博之（えいやま ひろゆき） （昭和28年５月１日）	昭和51年４月　当社入社 平成14年６月　当社特品営業部長 平成17年６月　当社軸受営業部長 平成21年４月　当社大阪支店長 平成21年６月　当社参与大阪支店長 平成22年６月　当社取締役大阪支店長 平成25年６月　当社常務取締役大阪支店長 現在に至る	58,000株
7	大井 茂博（おおい しげひろ） （昭和36年８月28日）	昭和61年４月　当社入社 平成22年４月　当社生産管理部長 平成23年４月　当社生産企画管理部長 平成23年６月　当社取締役生産企画管理部長 平成27年１月　当社取締役製鋼部長 現在に至る	56,000株
8	柳本 勝（やなぎもと かつ） （昭和36年７月26日）	昭和59年４月　当社入社 平成22年10月　当社研究・開発センター長 平成23年10月　当社技術企画管理部長 平成24年６月　当社取締役技術企画管理部長 現在に至る	27,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	新野員也（しんのかずや） （昭和36年11月9日）	昭和60年4月　当社入社 平成22年10月　当社技術企画管理部長 平成23年10月　当社製鋼部長 平成24年6月　当社取締役製鋼部長 平成27年1月　当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） Mahindra Sanyo Special Steel Pvt. Ltd. 最高技術責任者（CTO）	30,000株
10	永野和彦（ながのかずひこ） （昭和32年10月2日）	昭和57年4月　当社入社 平成22年4月　当社調達部部長 平成24年4月　当社総務部長 平成25年6月　当社取締役総務部長 平成27年4月　当社取締役人事・労政部長 現在に至る	23,000株
11	千葉貴世（ちばたかよ） （昭和33年10月4日）	平成2年3月　当社入社 平成22年4月　当社品質保証部長 平成26年6月　当社取締役品質保証部長 現在に至る	11,000株
12	髙橋幸三（たかはしこうぞう） （昭和34年3月6日）	平成18年4月　新日本製鐵株式会社広畑製鐵所総務部長 平成21年4月　同社財務部部長、総務部コーポレートリスクマネジメント部部長 平成24年10月　新日鐵住金株式会社内部統制・監査部部長、財務部上席主幹 平成26年4月　当社顧問 平成26年6月　当社取締役 平成27年4月　当社取締役経営企画部長 現在に至る （重要な兼職の状況） サントクコンピュータサービス株式会社代表取締役社長	10,000株
13	桑名隆（くわなたかし） （昭和38年10月1日）	昭和61年4月　当社入社 平成22年4月　当社条鋼製造部長 平成23年4月　当社製造部長 平成26年6月　当社取締役製造部長 平成27年1月　当社取締役生産企画管理部長 現在に至る	16,000株
14	※ 黒石忍（くろいししのぶ） （昭和35年1月28日）	昭和58年4月　当社入社 平成17年6月　当社名古屋支店長 平成21年4月　当社軸受営業部長 平成23年4月　当社人事・労政部長 平成27年4月　当社参与素形材事業部長 現在に至る （重要な兼職の状況） Siam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd. 代表取締役	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
15	※ 大前浩三 （昭和36年３月29日）	平成21年４月　新日本製鐵株式会社欧州事務所長 平成24年10月　新日鐵住金株式会社欧州事務所長 平成25年４月　同社経営企画部部長 平成27年４月　当社参与東京支社副支社長 現在に至る	0株
16	※ 加納駿亮 （昭和17年10月８日）	昭和42年４月　検事任官 平成11年６月　大阪地方検察庁検事正 平成13年11月　福岡高等検察庁検事長 平成16年１月　退官 平成16年３月　弁護士登録（大阪弁護士会） 加納駿亮法律事務所弁護士 平成26年６月　当社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 加納駿亮法律事務所弁護士	0株

（注）1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における担当は、「事業報告」（11～13頁）に記載のとおりであります。
2. 当社は、候補者西濱　渉氏が董事長を務める寧波山陽特殊鋼製品有限公司に対し資金の貸付、同社の金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。
3. 当社は、候補者黒石　忍氏が代表取締役を務めるSiam Sanyo Special Steel Product Co., Ltd.と製品の取引を行う予定です。
4. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. ※印は、新任候補者であります。
6. 加納駿亮氏は、社外取締役候補者であります。
7. 社外取締役候補者とした理由について
加納駿亮氏は、法曹界における豊富な経験および専門的な知識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあることから、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、また当社の経営に対して客観的かつ高度な視点から提言いただけるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
8. 社外監査役に就任してからの年数について
社外取締役候補者加納駿亮氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。同氏は、本総会終結の時をもって、当社の社外監査役を辞任する予定であります。
9. 責任限定契約について
加納駿亮氏は現在社外監査役として当社と責任限定契約を締結しております。第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏の選任が承認された際には、当社は同氏との間で、任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、同氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結する予定であります。
10. 加納駿亮氏は、当社との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。なお、当社は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役木村弘明、佐々木英之の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役加納駿亮氏は、本総会終結の時をもって辞任される予定です。

つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	木村弘明（きむらひろあき） （昭和27年６月22日）	昭和51年４月　当社入社 平成15年６月　当社経営企画部長 平成17年６月　当社取締役経営企画部長 平成20年６月　当社常務取締役人事・労政部長 平成22年４月　当社常務取締役人事・労政部長、調達部長 平成23年４月　当社常務取締役調達部長 平成23年６月　当社常任監査役（常勤） 現在に至る	57,040株
2	※ 大江克明（おおえかつあき） （昭和35年10月１日）	平成16年５月　株式会社みずほ銀行福島支店副支店長 平成23年10月　みずほヒューマンサービス株式会社執行役員管理部長 平成25年12月　同社執行役員人事業務第一部長 現在に至る	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 大江克明氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由について
大江克明氏は、同氏が株式会社みずほ銀行等で培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき当社監査体制をより一層充実していただけるものと期待し、社外監査役候補者とするものであります。
5. 社外監査役候補者と当社の特定関係事業者との関係について
大江克明氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあります。
6. 責任限定契約について
大江克明氏の選任が承認された際には、当社は同氏との間で、任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、同氏が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負うこととする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役14名および監査役５名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与総額80,000,000円（取締役分66,000,000円、監査役分14,000,000円）を支給することといたしたいと存じます。

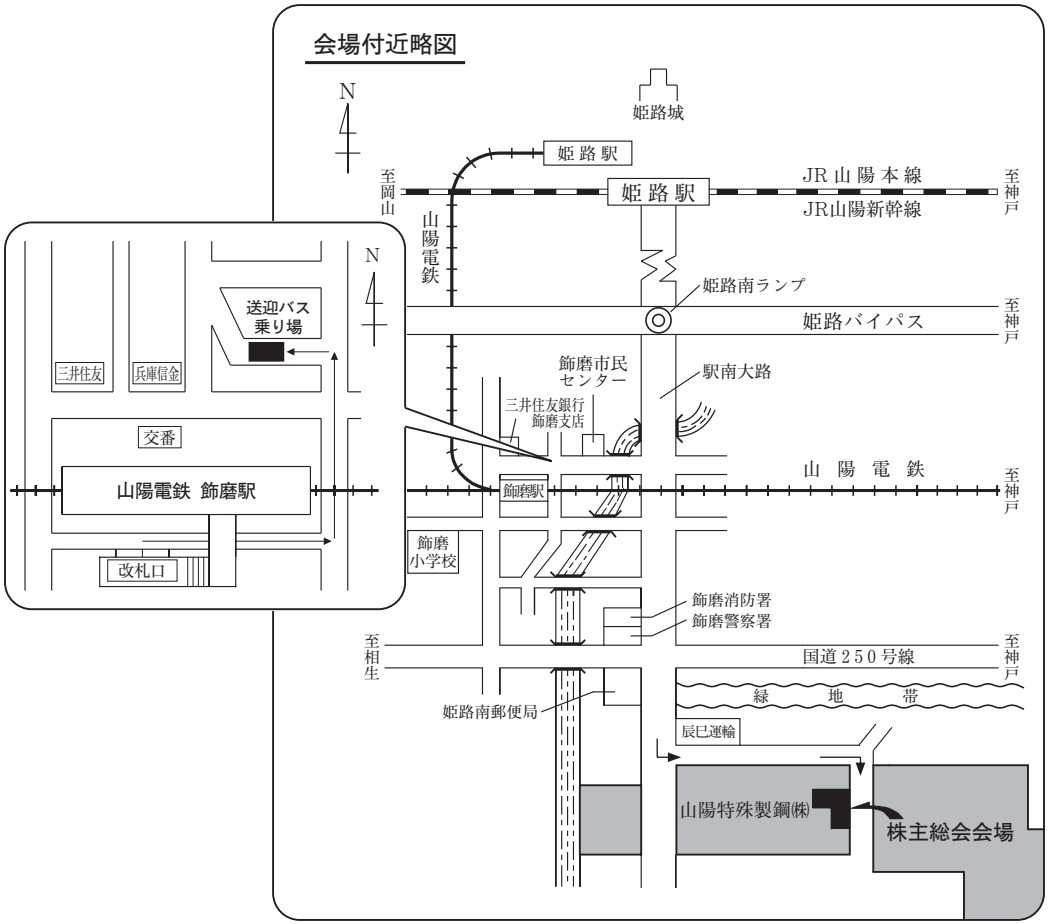
以　上

株主様メモ

株主総会会場ご案内

会　場　姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
山陽特殊製鋼株式会社　講堂

交　通　・JR姫路駅南口から車で約20分
・姫路バイパス姫路南ランプから南へ約４㎞



〔送迎バスのご案内〕

山陽電鉄飾磨駅から送迎バスを運行いたします。
飾磨駅改札口から送迎バス乗り場まで係員がご案内いたします。
送迎バスの発車時刻　午前９時00分発、９時30分発